

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第37条第1項	指定障害福祉サービス事業者の指定の変更	障がい福祉課

- 1 審査基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号に該当しないこと、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）、盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月25日条例第42号）、盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年12月25日条例第52号）、盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月25日条例第51号）、盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月25日条例第55号）を審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、60日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。